附則第三十四条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項第一号及び第二項第一号中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第三項第一号中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に改め、同条第四項第一号及び第五項第一号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に改め、同条第七項第一号及び第八項第一号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第九項中「附則第三十二条第一項」を「附則第三十四条第一項」に改め、同条第十項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第三十五条とする。

附則第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る軽自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者の範囲等）

第三十四条　法附則第五十六条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　被災自動車等（法附則第五十六条の三第一項に規定する被災自動車等をいう。第三号において同じ。）の所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二　前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三　第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

2　法附則第五十六条の三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第百四十五条第三号に規定する自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの

二　軽自動車のうち三輪以上のものであつて用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされたもの

3　法附則第五十六条の三第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十六条の三第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する買主）

二　前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三　第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

4　法附則第五十六条の三第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　対象区域内自動車等（法附則第五十六条の三第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二　前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三　第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

5　第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十六条の三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「については」を「がある場合には」に、「附則第十八条の二の二第一項中「法」を「附則第十八条の二の二の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第一項中「法附則第三十五条の二の二第一項」に、「昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第三項及び第四項」を「昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第三項」に、「本条及び次条において「旧法」という。）」を「この条において「旧法」という。）附則第三十五条の二の二第一項」に、「以下本条において」を「第四項において」に、「有するものとして読み替えて適用される」を「有することとされる」に、「附則第十八条の三中「法」とあるのは「旧法」と、同条第二項中「自治省令」とあるのは「総務省令」を「附則第十八条の三の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第一項中「法附則第三十五条の三第一項第一号」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）附則第三十五条の三第一項第一号」と、同条第二項中「法」とあるのは「旧法」と、「自治省令」とあるのは「総務省令」と、同条第三項中「法」とあるのは「旧法」に改める。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「準農地」の下に「（第四項及び第七項において「農地等」という。）」を加え、「に読み替えるもの」を削り、同条第三項中「。以下この項及び」を「。第一号及び」に、「すべて」を「全て」に、「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項」に改め、「以下この項において「農業生産法人」という。」及び「及び第七項」を削り、「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に改め、同項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、同項第二号中「受贈者が」の下に「当該」を加え、「農地法第二条第七項第二号ニ」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法第二条第三項第二号ニ」に改め、同条第四項中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に、「旧法附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地で同項」を「農地等で旧法附則第十二条第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「本条」を「この条」に改め、同条第六項中「における」の下に「改正法附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる」を加え、「に読み替えるもの」を削り、同項の表第七十条の四第十項の項中

第一項	を	第一項の規定の適用を受ける	

に改め、「）附則第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項」の下に「の規定の適用を受ける」を加え、「附則第三十六条第六項」を「附則第三十六条第十項」に、「同条第三項に規定する特